

社会保障審議会介護給付費分科会(第10回)議事次第

平成14年5月23日(木)

午後2時から4時まで

於：厚生労働省省議室(9階)

議 題

介護報酬について

(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設)

- ・ 介 護 老 人 福 祉 施 設
- ・ 介 護 老 人 保 健 施 設
- ・ 介 護 療 養 型 医 療 施 設

介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設の報酬体系の見直し案①【規模】

現行の報酬体系

○各施設とも原則として規模によらず一定額の報酬。

※ただし、定員30人以下の介護老人福祉施設は、異なる評価としている。
(離島・山村・過疎地域及び大都市部に政策的に設置したもの)

○各施設の規模の特徴

【介護老人福祉施設】

- ・定員50人の施設が49.6%を占める
- ・平均定員(67.0人)より小さい施設が多い。

【介護老人保健施設】

- ・定員100人の施設が45.7%、定員80人の施設が37.8%であり、平均定員(87.6人)に近い、比較的大規模の施設が多い。

【介護療養型医療施設】

- ・平均定員は43.5人であり、分布の特に集中する規模はみられない。

見直し案

○各施設について、規模毎の報酬体系をどう考えるか。

A案： 現行通り施設の規模によらず同一の報酬とする

- ・経営概況調査結果からは、規模毎のコストの差は顕著でない。
- ・施設の規模が違っても、入所者にとっては同様のサービスなので、同一の報酬・利用者負担とするべき。
- ・大規模施設は、地域の拠点として研修機能等の異なる役割を果たす必要があるため、他の施設と比べ低い報酬とすることは望ましくない。

B案： 施設の規模別階層毎の報酬区分とする

- ・大規模施設には、本来「規模の経済」が作用するはずであり、効率化をより促すべき。
- ・小規模施設は、管理的費用や夜勤体制等について、一層の効率化が困難。小規模施設は大規模施設と同じ利益率の利益を出していても、利益の絶対額は小さい。
- ・人口の少ない地域には小規模施設が必要であり、運営に配慮するべき。

○規模別延利用者1人1日あたり収支 (1) 介護老人福祉施設

定員		30人以下		31~50人		51~80人		81~100人		101人以上	
I 介護事業収益	(1) 介護料収益	12,583	115.9%	11,185	113.6%	11,217	113.0%	11,235	124.4%	11,138	108.6%
	(2) 保険外の利用料収益	52	0.5%	35	0.4%	37	0.4%	63	0.7%	29	0.3%
	(3) 補助金収入	155	1.4%	369	3.7%	352	3.5%	718	7.9%	137	1.3%
	(4) 国庫補助金等特別積立金取崩額	943	8.7%	567	5.8%	540	5.4%	550	6.1%	250	2.4%
	(5) 介護報酬査定減	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
II 介護事業費用	(1) 給与費	7,168	66.0%	6,101	62.0%	6,341	63.9%	5,823	64.5%	6,509	63.4%
	(2) 減価償却費	1,201	11.1%	852	8.7%	1,008	10.2%	944	10.5%	866	8.4%
	うち建物・建物附属設備減価償却費	936	8.6%	651	6.6%	648	6.5%	631	7.0%	551	5.4%
	(3) その他	3,255	30.0%	3,077	31.3%	2,839	28.6%	2,715	30.1%	2,757	26.9%
	うち給食材料費	935	8.6%	1,010	10.3%	802	8.1%	785	8.7%	841	8.2%
うち委託費	476	4.4%	412	4.2%	336	3.4%	401	4.4%	329	3.2%	
III 介護事業外収益	借入金利息補助金収入	144	1.3%	77	0.8%	97	1.0%	62	0.7%	41	0.4%
IV 介護事業外費用	借入金利息	165	1.5%	188	1.9%	134	1.4%	98	1.1%	62	0.6%
V 特別損失	会計区分外繰入金支出:本部費繰入(役員報酬等)	10	0.1%	194	2.0%	143	1.4%	3	0.0%	316	3.1%
費用(①=Ⅱ-I(4)+Ⅳ+Ⅴ)		10,857	100.0%	9,845	100.0%	9,925	100.0%	9,033	100.0%	10,260	100.0%
〈補助金を含まない収益ベース〉											
収益A(②=Ⅰ-I(4)-I(3))		12,635	100.0%	11,220	100.0%	11,254	100.0%	11,298	100.0%	11,167	100.0%
損益A(③=②-①)		1,779	14.1%	1,375	12.3%	1,329	11.8%	2,265	20.0%	907	8.1%
〈補助金を含む収益ベース〉											
収益B(④=Ⅰ-I(4)+Ⅲ)		12,934	100.0%	11,666	100.0%	11,703	100.0%	12,078	100.0%	11,345	100.0%
損益B(⑤=④-①)		2,078	16.1%	1,821	15.6%	1,777	15.2%	3,045	25.2%	1,085	9.6%
1施設あたり定員		29.8		49.7		67.9		93.4		133.8	
稼働率		96.8%		98.9%		98.9%		98.2%		97.2%	
延べ利用者数平均		865.6		1474.1		2016.4		2754.1		3900.0	
施設数		20		67		45		34		35	
施設数内訳											
地域											
特別区		0	0.0%	2	3.0%	1	2.2%	2	5.9%	1	2.9%
特甲地		3	15.0%	6	9.0%	5	11.1%	4	11.8%	8	22.9%
甲地		0	0.0%	6	9.0%	1	2.2%	0	0.0%	0	0.0%
乙地		2	10.0%	9	13.4%	6	13.3%	5	14.7%	7	20.0%
その他地域		15	75.0%	44	65.7%	32	71.1%	23	67.6%	19	54.3%
施設基準											
介護福祉施設サービス費(I)		0	0.0%	65	97.0%	41	91.1%	34	100.0%	35	100.0%
介護福祉施設サービス費(II)		0	0.0%	1	1.5%	1	2.2%	0	0.0%	0	0.0%
小規模介護福祉施設サービス費(I)		20	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
不明		0	0.0%	1	1.5%	3	6.7%	0	0.0%	0	0.0%
開設年月平均		1997		1990		1990		1983		1979	
平均要介護度		3.48		3.57		3.54		3.42		3.47	
定員100人あたり従事者数											
総数		69.6		57.2		56.0		50.3		51.5	
うち看護職員		5.4		5.4		5.2		4.3		3.8	
うち介護職員(介護福祉士を含む)		40.8		34.3		35.6		33.2		35.4	
職種別常勤職員1人あたり月額給与											
看護師		305,000		268,000		269,000		311,000		304,000	
准看護師		247,000		239,000		242,000		277,000		284,000	
介護福祉士		227,000		238,000		238,000		261,000		255,000	
その他介護職員		195,000		205,000		208,000		235,000		221,000	

*収益・損益Aの欄の割合は収益Aに対する割合、収益・損益Bの欄の割合は収益Bに対する割合、施設数の欄の割合は施設数に対する割合、それ以外は費用に対する割合を示す。

○規模別延利用者1人1日あたり収支 (2) 介護老人保健施設

定員		60人以下		61~80人		81~100人		101人~		
I 介護事業収益	(1) 介護料収益	12,511	110.1%	12,399	103.8%	12,381	111.8%	12,688	108.3%	
	(2) 保険外の利用料収益	427	3.8%	326	2.7%	445	4.0%	513	4.4%	
	(5) 介護報酬査定減	-13	-0.1%	-42	-0.3%	-12	-0.1%	-1	0.0%	
II 介護事業費用	(1) 給与費	6,182	54.4%	6,042	50.6%	5,763	52.0%	6,430	54.9%	
	(2) 減価償却費	減価償却費	1,173	10.3%	1,284	10.8%	969	8.8%	1,009	8.6%
		うち建物・建物附属設備減価償却費	998	8.8%	985	8.2%	837	7.6%	798	6.8%
	(3) その他	その他	3,491	30.7%	3,698	31.0%	3,855	34.8%	3,679	31.4%
		うち給食材料費	424	3.7%	343	2.9%	465	4.2%	495	4.2%
うち委託費		1,022	9.0%	1,257	10.5%	1,118	10.1%	1,041	8.9%	
IV 介護事業外費用	借入金利息	522	4.6%	921	7.7%	487	4.4%	600	5.1%	
費用①=II-I(4)+IV		11,368	100.0%	11,945	100.0%	11,074	100.0%	11,718	100.0%	
収益A②=I-I(4)-I(3)		12,925	113.7%	12,683	106.2%	12,814	115.7%	13,201	112.7%	
損益A③=②-①		1,557	13.7%	738	6.2%	1,740	15.7%	1,483	12.7%	
1施設あたり定員稼働率		49.3	95.7%	73.3	95.0%	96.7	95.0%	147.8	95.6%	
延べ利用者数平均		1,416		2,090		2,757		4,240		
施設数		15		24		39		32		
施設数内訳										
地域	特別区	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
	特甲地	2	13.3%	3	12.5%	3	7.7%	7	21.9%	
	甲地	2	13.3%	1	4.2%	1	2.6%	1	3.1%	
	乙地	0	0.0%	1	4.2%	5	12.8%	5	15.6%	
	その他地域	11	73.3%	17	70.8%	30	76.9%	19	59.4%	
	不明	0	0.0%	2	8.3%	0	0.0%	0	0.0%	
	施設基準									
サービス費1	15	100.0%	22	91.7%	36	92.3%	31	96.9%		
サービス費2	0	0.0%	2	8.3%	3	7.7%	1	3.1%		
開設年月平均		1995		1996		1995		1993		
平均要介護度		3.25		2.98		3.06		3.22		
定員100人あたり従事者数										
総数		60.5		52.5		49.6		53.2		
うち看護職員		11.9		11.0		10.6		10.3		
うち介護職員(介護福祉士を含む)		29.2		27.6		26.7		28.4		
職種別常勤職員1人あたり月額給与										
看護師		280,000		304,000		302,000		308,000		
准看護師		231,000		245,000		255,000		268,000		
介護福祉士		201,000		199,000		210,000		221,000		
その他介護職員		168,000		170,000		190,000		196,000		

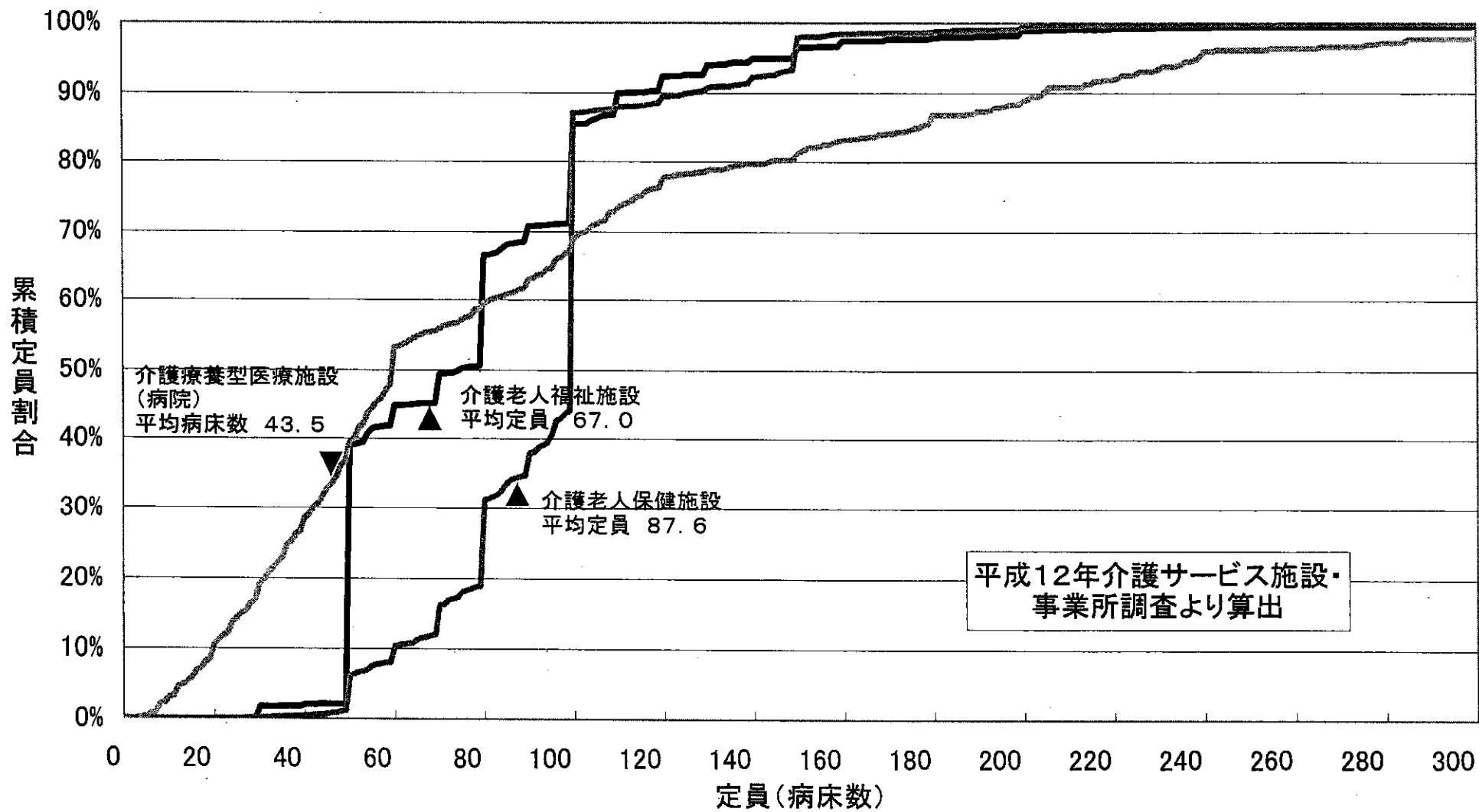
※収益・損益Aの欄の割合は収益Aに対する割合、施設数の欄の割合は施設数に対する割合、それ以外は費用に対する割合を示す。

○規模別延利用者1人1日あたり収支 (3) 介護療養型医療施設(病院)

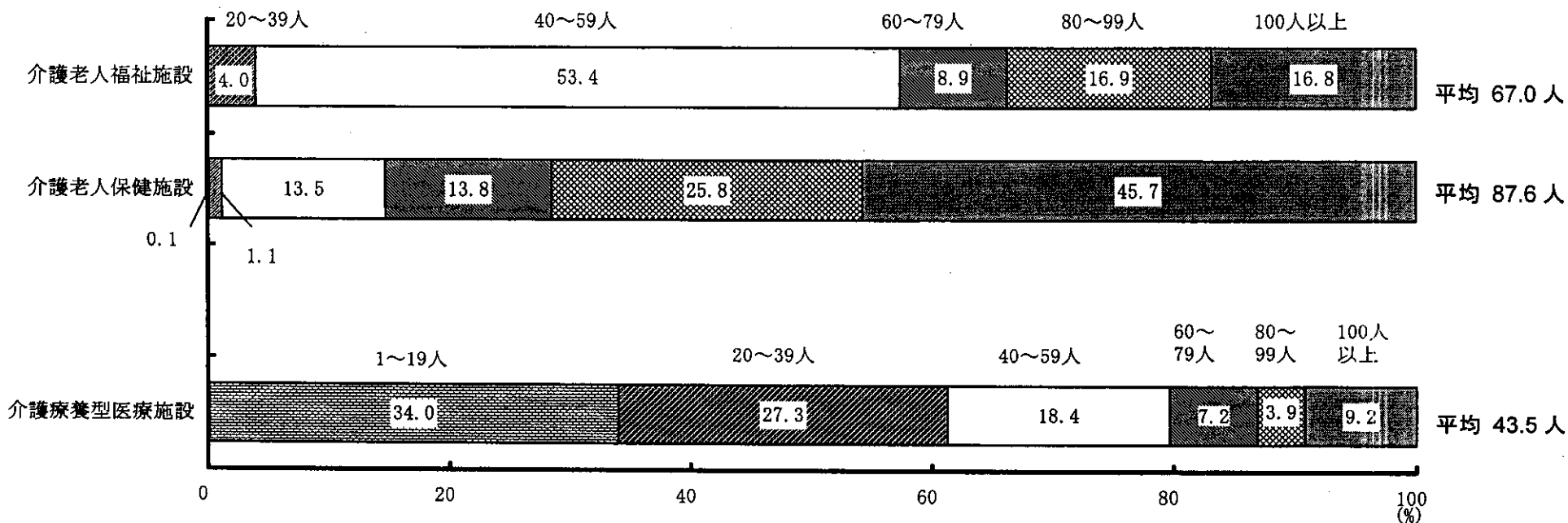
病床数		30床以下		31~50床		51~80床		81床以上	
I 介護事業収益	(1) 介護料収益	14,697	100.2%	16,229	98.5%	15,967	100.9%	15,177	103.4%
	(2) 保険外の利用料収益	111	0.8%	192	1.2%	290	1.8%	673	4.6%
	(5) 介護報酬査定減	-17	-0.1%	-29	-0.2%	-3	0.0%	-7	-0.1%
II 介護事業費用	(1) 給与費	8,170	55.7%	9,678	58.7%	9,163	57.9%	8,994	61.3%
	(2) 減価償却費	711	4.9%	802	4.9%	693	4.4%	577	3.9%
	うち建物・建物附属設備減価償却費	413	2.8%	579	3.5%	496	3.1%	413	2.8%
	(3) その他	5,500	37.5%	5,442	33.0%	5,560	35.1%	4,664	31.8%
	うち医薬品費	1,387	9.5%	1,130	6.9%	1,027	6.5%	728	5.0%
	うち給食材料費	508	3.5%	397	2.4%	379	2.4%	373	2.5%
	うち診療材料費・医療消耗器具備品費	430	2.9%	400	2.4%	572	3.6%	252	1.7%
	うち委託費	855	5.8%	1,157	7.0%	1,095	6.9%	1,155	7.9%
IV 介護事業外費用	借入金利息	280	1.9%	555	3.4%	411	2.6%	446	3.0%
費用(①=II-I(4)+IV)		14,661	100.0%	16,478	100.0%	15,827	100.0%	14,681	100.0%
収益A(②=I-I(4)-I(3))		14,791	100.0%	16,392	100.0%	16,254	100.0%	15,843	100.0%
損益A(③=②-①)		130	0.9%	-85	-0.5%	427	2.6%	1,162	7.3%
1施設あたり定員稼働率		18.2		42.3		57.2		185.5	
延べ利用者数平均		85.7		94.8		93.5		98.0	
		468.8		1201.9		1601.7		5411.1	
施設数		34		29		13		15	
施設数内訳									
地域									
特別区		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
特甲地		1	2.9%	3	10.3%	0	0.0%	1	6.7%
甲地		1	2.9%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
乙地		1	2.9%	5	17.2%	3	23.1%	1	6.7%
その他地域		31	91.2%	21	72.4%	10	76.9%	13	86.7%
療養病床の施設基準									
療養型介護サービス費(I)		15	44.1%	17	58.6%	7	53.8%	6	40.0%
療養型介護サービス費(II)		13	38.2%	7	24.1%	3	23.1%	7	46.7%
療養型介護サービス費(III)		1	2.9%	0	0.0%	1	7.7%	1	6.7%
療養型介護サービス費(IV)		2	5.9%	4	13.8%	0	0.0%	0	0.0%
療養病床以外の病床のみ		3	8.8%	1	3.4%	2	15.4%	1	6.7%
開設年月平均		1977		1975		1980		1983	
平均要介護度		4.00		4.08		3.99		3.88	
職種別常勤職員1人あたり月額給与									
看護師		285,000		306,000		306,000		331,000	
准看護師		233,000		259,000		263,000		291,000	
介護福祉士		182,000		194,000		197,000		199,000	
その他介護職員		160,000		176,000		179,000		178,000	

※収益・損益Aの欄の割合は収益Aに対する割合、施設数の欄の割合は施設数に対する割合、それ以外は費用に対する割合を示す。
 ※介護療養型医療施設の各病棟における介護保険適用部分の従事者数は、調査されていない。

介護保険施設累積定員数



定員（病床数）規模別にみた施設数の構成割合



※ 介護療養型医療施設は、介護保険適用の病床数の規模別にみた施設数。診療所を除く。

資料：平成12年介護サービス施設・事業所調査

各施設の規模の分布

	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設
平均定員	67.0人	87.6人	43.5人
施設規模の分布	○定員20人区分でみた 施設数分布の最頻値 < 平均定員 40~59人 (53.4%) 67.0人 ○50人定員の施設数の割合 49.6% ○80人定員の施設数の割合 13.3%	○定員20人区分でみた 施設数分布の最頻値 > 平均定員 100人以上 (45.7%) 87.6人 ○100人定員の施設数の割合 37.8% ○80人定員の施設数の割合 13.6%	○定員20人区分でみた 施設数分布の最頻値 < 平均定員 1~19人 (34.0%) 43.5人 ○分布の特に集中する施設規模はない

介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設の報酬体系の見直し案②
【退院・退所時の援助】

現行の報酬体系

<介護老人福祉施設>

【退所時相談援助加算】 570 単位

退所後の居宅サービス利用等の相談援助、市町村・老人介護支援センターへの情報提供

退所から2週間以内に居宅介護支援事業所に情報提供

<介護老人保健施設・介護療養型医療施設>

【退院・退所時指導加算】 1,070 単位

退院・退所後の療養上の指導

医療機関への診療情報提供

退院・退所から2週間以内に居宅介護支援事業所に情報提供

※点線内は退院・退所後の主治医が明らかな場合、利用を希望する居宅介護支援事業所がある場合に行われる。

改定案

退院・退所前の居宅介護支援事業所との連携を積極的に評価

<介護老人福祉施設>

退所後の居宅サービス利用の相談援助、市町村・老人介護支援センターへの情報提供 ○○単位

退所前から居宅介護支援事業所と連携 ○○単位

<介護老人保健施設・介護療養型医療施設>

退院・退所後の療養上の指導 ○○単位

医療機関への診療情報提供 ○○単位

退院・退所前から居宅介護支援事業所と連携 ○○単位

介護老人福祉施設の報酬体系の見直し案 - 全室個室・ユニットケア施設の居住費①(居住費の範囲・徴収の基準)

利用者から徴収できる居住費の範囲

居住環境に要する費用として適切に見積もられる費用のうち、入所者の個人スペース(個室およびユニット部分)にかかる部分とする。

- 建物及び建物付属設備の取得費用(以下「建物費用」)
 - ・ 国庫補助算定対象となる設備のうち浄化槽、エレベーター、スプリンクラー、消融雪、介護用リフト等を除く。
 - ・ 設備資金を借り入れる場合、元金償還額と借入金利息を含む。
- 器具及び備品の取得費用
 - ・ 器具・備品を賃借する場合、賃借料を含む。
 - ・ 福祉用具(車いす、特殊寝台等)を除く。
- 修繕費(建物、器具及び備品等の修繕又は模様替の費用)
- 光熱水費・燃料費

居住費の料金の算定方法

- 建物費用の原価算定期間(費用を回収する期間)は20年以上とする。
- 建物費用の総額と原価算定期間中に見込まれる料金収入額が一致するように設定する(収支相償の原則)。

建物費用の総額 = 月額料金 × 12 × 原価算定期間(20年以上) × 入所者数
(将来の料金収入や費用の現在価値による換算額が等しくなるように算定できる。)

- 建物費用以外の費用は償却資産の耐用年数等の合理的な基準や過去の実績を基礎として適切に見積もることとする。適切に見積もることが困難な場合は、その都度の実費として徴収する。
- 居室の具体的な料金は、その面積等を基準に複数の料金として設定できる。

居住費の配分基準

入所者の個人スペースにかかる部分へ配分する基準は以下のとおりとする。

- 建物費用は個人スペースと共用スペースの建築床面積比による。
- 器具及び備品費用、修繕費、光熱水費、燃料費は内容に応じてできる限り直課し、直課できない費用については個人スペースと共用スペースの建築床面積比による。
- 借入金利息は個人スペースと共用スペースの設備資金借入金額比(国庫補助額を控除して算出する)による。

料金の調整

- 施設は、入所者数や物価上昇率等の経済指標の動向その他の事業環境を勘案して、定期的に料金を調整できる。

都道府県知事への届出

- 施設は居住費の料金を都道府県知事に届け出ることとする。これを変更するときも同様とする。